

リース物件等に付保されている動産総合保険のご説明

株式会社福銀リース

1. 保険金額について

この保険は弊社がリース物件等の事故に備えて**弊社を被保険者とし**、原則として次の保険金額を契約期間中継続して締結している保険であります。

保険金額=契約書記載の規定損害金

2. この保険では以下の事由によって生じた損害は保険金が支払われます。

- 1) 火災、爆発、破裂、落雷による損害
- 2) 盗難による損害
- 3) 破損による損害
- 4) 暴風、旋風などの風災による損害
- 5) 航空機の墜落、接触、航空機からの落下物による損害
- 6) 労働争議に伴う暴行による損害
- 7) 洪水、高潮、台風などの水害による損害
- 8) 偶発的な外来の事故に直接起因しない電氣的事故、機械的 accident による損害
- 9) 修理、清掃等の作業上の過失または技術的拙劣による損害

ただし、リース物件の機種によっては水害による損害、電氣的機械的 accident による損害がてん補されません。

3. この保険では以下の事由によって生じた損害は保険金が支払われません。

- 1) 地震または噴火による損害
- 2) 賃借人の故意または重大な過失による損害
- 3) 保険の目的の瑕疵、自然の消耗または保険の目的の性質による発火、爆発、腐敗、その他類似の事由による損害
- 4) 詐欺または横領による損害
- 5) 紛失または置忘れによる損害
- 6) 取替可能な部品または工具に生じた損害（キャブラー等作業時に常時地面に接すべき部品等）
ただし、火災・爆発もしくは盗取に起因して生じた場合、または保険の目的の車体など本体部分もしくは保険の目的を搭載する車両と同時に被った場合を除きます。
- 7) 戦争、外国の武力行使その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- 8) 雨、風、雪、雹^{ひょう}、砂塵^{さじん} その他これらに類するものの吹込みまたは雨漏れによって生じた損害
- 9) 放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害
- 10) 建設機械、鉱山機械、並びに工作車等の以下の部品が単独に生じた損害（盗難も含む）
 - ① タイヤ、履帯等のその作業時において常時地面に接している部分
 - ② フォーク、刃、爪、ブレード、バケット、アタッチメント各種等
 - ③ エアーハンマー、ディーゼルハンマー等各種ハンマー、パイルドライバー、ベルト、レール等
 - ④ 材質がガラス、コンクリート、ゴム、合成樹脂等であるもの（窓ガラス等）
 - ⑤ 電球、真空管等の管球類
 - ⑥ ワイヤー、ロープ、ノズル
 - ⑦ 潤滑油等の油

裏面に続く

4. 保険事故発生時の当社への連絡

事故発生時は速やかに当社へ事故状況をご連絡いただき、以下の書類をご用意いたします。

- 修理見積書（修理業者の見積書）
- 事故発生報告書（弊社所定書式）
- 事故状況の写真
- 事故原因によっては、公的証明書（罹災証明書、盗難証明書等）

保険会社による保険金の査定によっては、修理費用についてお客様にご負担が発生する場合があります。

5. 保険事故発生による保険金の支払い

1) 貴社の要したリース物件等の修理費用のてん補

弊社は受け取った保険金を限度として当該修理費用相当額を貴社へお支払いいたします。

2) 契約解除（リース物件等の全損）となった場合には、お支払していただかなければならない規定損害金へ充当いたします。